

令和2年4月9日

保護者の皆様

学校法人長友学園
認定こども園 たいようのこ
園長 中島 隆

休園延長のお知らせ

日頃より本園の教育保育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、4月7日の緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため休園を延長いたします。

保護者におかれましては、新年度を迎えるにあたり例年と異なる対応となり、ご不安もあるかと思いますが、お子様の安全を第一にこれからも教育保育を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、預かり保育については休園期間においてもお預かりいたしますが、以下の要件に該当しない場合はご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 休園期間 令和2年4月18日から令和2年5月6日

2. 預かり保育利用について

預かり利用には以下の要件に該当しない場合は、家庭保育をお願いいたします。

- ① 医療体制の維持に携わる方
- ② 生活支援関係事業等に携わる方
- ③ 国民の安定的な生活の確保に携わる方
- ④ 社会の安定の維持に携わる方
- ⑤ ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方

※ 詳細につきましては、別添「緊急事態宣言下において預かり保育を提供する具体例」をご参照ください。

※ 上記の要件に該当する家庭でも、家庭での保育が可能な保護者については、預かり保育利用を控えていただきますようお願いいたします。

【申請書の提出について】

4月10日以降、預かり保育を利用する場合は、別添「緊急事態宣言下において預かり保育の提供が必要である旨の申出書」の提出をお願いいたします。

※状況に変化があり、対応が変わる場合は改めてお知らせいたします。